

雲南市・飯南町事務組合情報セキュリティポリシーの策定について

1 背景

近年、インターネットの普及によりコンピュータを利用する機会が増えている。インターネットは大変便利である反面、コンピュータウイルス等の被害も増加している。また、ネットワークを利用した犯罪や情報漏洩等も大きな問題となっている。

雲南市・飯南町事務組合では、住民の個人情報をはじめ様々な情報を取り扱っている。こうした情報全てを資産として捉え、各々の資産についてどのような脅威（リスク）が存在するのかを分析し、職員が高度なセキュリティを維持しながら適切な取り扱いが進められるよう、『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』（総務省）を参考に、雲南市・飯南町事務組合情報セキュリティポリシーを策定する。

2 セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーは、全職員に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される一方、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。こうしたことから、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分である『基本方針』と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分『対策基準』に分けて策定する。

なお、『情報セキュリティ対策基準』は、公にすることにより本事務組合の業務運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

